

5 認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注		注		注	注
			夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数が利用定員を超える場合	又は 介護従業者の員数が基準に満たない場合	夜間支援体制加算(Ⅰ)	夜間支援体制加算(Ⅱ)	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算
イ 認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)	(1) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1 ( 759 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +50単位			
		要介護2 ( 795 単位)							
		要介護3 ( 818 単位)							
		要介護4 ( 835 単位)							
		要介護5 ( 852 単位)							
	(2) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要介護1 ( 747 単位)				1日につき +25単位			
		要介護2 ( 782 単位)							
		要介護3 ( 806 単位)							
		要介護4 ( 822 単位)							
		要介護5 ( 838 単位)							
ロ 短期利用認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)※	(1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1 ( 787 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +50単位		1日につき +200単位 (7日間を 限度)	1日につき +120単位
		要介護2 ( 823 単位)							
		要介護3 ( 847 単位)							
		要介護4 ( 863 単位)							
		要介護5 ( 880 単位)							
	(2) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要介護1 ( 775 単位)				1日につき +25単位			
		要介護2 ( 811 単位)							
		要介護3 ( 835 単位)							
		要介護4 ( 851 単位)							
		要介護5 ( 867 単位)							
注 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 144単位を加算)								
	(2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算)								
	(3) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)								
ハ 初期加算	(1日につき 30単位を加算)								
ニ 医療連携体制加算	(1日につき 39単位を加算)								
ホ 退居時相談援助加算	(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))								
ヘ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)								
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)								
ト サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)								
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)								
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)								
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)								
チ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×111/1000)								
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×81/1000)								
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×45/1000)								
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)								
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)								
			注 所定単位は、イからたままでにより算定した単位数の合計						

※ 短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。